

使用開始日:2019年8月9日

三井住友・ グローバル好配当株式オープン ^{愛称:}世界の豆の木

追加型投信/海外/株式



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社
ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: https://www.smd-am.co.jp

フリーダイヤル: 0120-88-2976

「受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社
ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

委託会社の概要

委託会社名 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

20億円(2019年5月31日現在) 資本金

運用する投資信託財産の 9兆4.703億円(2019年5月31日現在) 合計純資産総額

商品分類

商品分類		
単位型•追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	株式

		属性区分		
投資対象資産	決 算 頻 度	投資対象地域	投 資 形 態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	なし

- ※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
- ※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分 の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) をご覧ください。
 - ■委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を 2019年8月8日に関東財務局長に提出しており、2019年8月9日にその届出の効力が生じて おります。
 - ■ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資 法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
 - ■ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等と の分別管理等が義務付けられています。
 - ■投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付 いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



特

色

ファンドの目的

グローバル好配当株式マザーファンドへの投資を通じて、主として世界の主要国(除く 日本)の上場株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

- 主要国(除く日本)の好配当銘柄に分散投資を行い、配当収入等による 安定収益に加え、中長期的な信託財産の成長を狙います。
- ■投資対象国および地域は原則としてMSCIコクサイインデックスの構成国および地域と します。
- ■配当利回りと増配期待に着目した銘柄選定を行います。



好配当銘柄とは

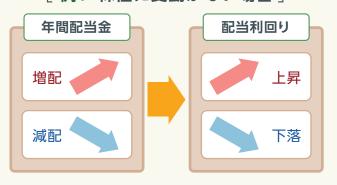
配当利回り(1株当たり年間配当金÷株価)が相対的に高い銘柄および増配期待がある銘柄とします。

MSCIコクサイインデックスとは

MSCI Inc.が発表するインデックスで、世界の株式市場の動きを示す代表的な指標です。 同インデックスに関する知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、同社はファンドの 運用に関して責任を負うものではありません。

▶配当利回りとは

「例1:株価に変動がない場合]



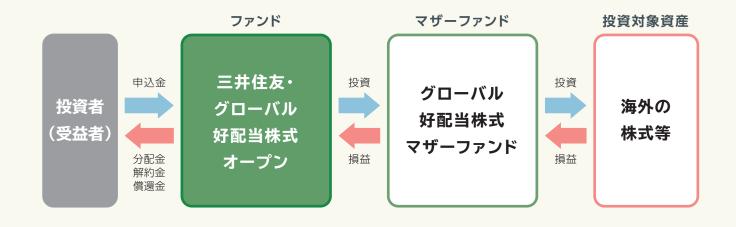
「例2:年間配当金に変動がない場合]



- 2
- 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 3
- 毎月決算 (原則として12日、休業日の場合は翌営業日) を行い、分配方針に 基づき分配を行います。
- ■配当等収益を中心に毎月分配する予定です。
- ■売買益等については、基準価額水準・市況動向等を勘案して、3月、6月、9月、12月の決算時に分配する予定です。
- ■委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよび その金額について保証するものではありません。
- ※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



運用プロセス

主要株式市場上場銘柄

主にMSCIコクサイインデックス構成国 および地域の約1,400銘柄



リサーチユニバースの選定

重点リサーチの対象 約500銘柄



ポートフォリオの 構築

約60-80銘柄

第一段階:リサーチユニバースの選定

- ■財務指標等により、信用リスクの高い銘柄 を排除します。
- ●主に定量指標*を用いて、重点リサーチ対象 銘柄(リサーチユニバース)へ絞り込みます。 *定量指標は、地域別、産業別に異なる指標を用います。

第二段階:ポートフォリオの構築

- ●配当利回りと増配余力に着目した銘柄選択 を行います。
- ●重点リサーチ対象銘柄(リサーチユニバース) の中から、主に配当利回りと増配期待に 着目して銘柄選択します。

※上記の運用プロセスは2019年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

主な投資制限

- ■株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ■外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- □毎月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行います。
- □分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- □分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
- ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、 計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用 状況等により変動することがあります。

分配金に関する留意事項

→分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が 支払われるイメージ



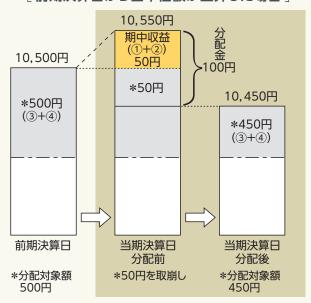
→分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を 超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落 することになります。

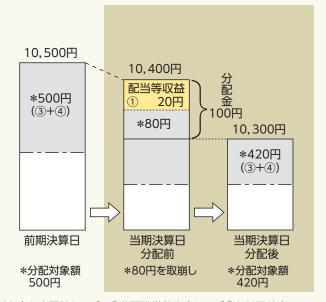
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

「前期決算日から基準価額が上昇した場合]

「前期決算日から基準価額が下落した場合]

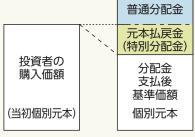




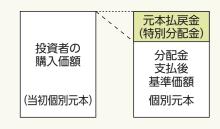
- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
- ■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻し に相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが 小さかった場合も同様です。

「分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合]

[分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合]



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとのよされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。 (注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

基準価額の変動要因

ファンドは、主に海外の株式を投資対象としています(マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。)。ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた<u>利益および損失は、すべて受益者に帰属</u>します。したがって、ファンドは<u>預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく</u>、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。



価格変動リスク

株式市場リスク…株式の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による 影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合で あっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することが あります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を 余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- ■当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ■ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ■投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの 換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

2

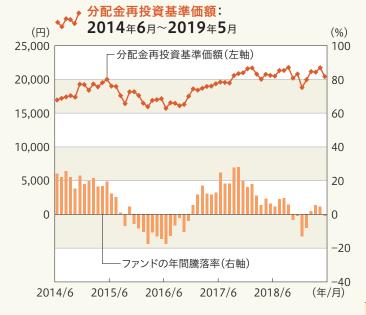
各月末におけるファンドの1年間の騰落率と 分配金再投資基準価額の推移を表示したもの です。

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、 各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を 比較したものです。

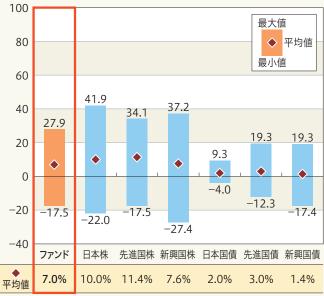
ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

■ 年間騰落率

2014年6月~2019年5月



- ファンド:
- ▶ 2014年6月~2019年5月
- 他の資産クラス: 2014年6月~2019年5月



- ※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を 分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
- ※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。
- ※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したもの と仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したもの とは異なります。
- ※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日 本 株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象と しています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI (国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

- ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
- ※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、 当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2019年5月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



- ※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
- ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと 仮定して計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2019年 5 月	15円
2019年 4 月	15円
2019年 3 月	15円
2019年 2 月	15円
2019年 1 月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	8,710円

※分配金は1万口当たり、税引前です。 ※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■三井住友・グローバル好配当株式オープン

資産別構成

資産の種類	国∙地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.07
現金・預金・その他の資産	△0.07	
合計(純資産総	100.00	

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国•地址	越 種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	グローバル好配当株式マザーファンド	100.07

■グローバル好配当株式マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
	アメリカ	47.30
	イギリス	9.54
	カナダ	7.28
株式,	フランス	6.78
1/1/1/	ドイツ	5.64
	スイス	4.79
	香港	3.64
	その他	12.54
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.50
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国·地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	CMS ENERGY CORPORATION	公益事業	2.56
アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	2.11
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ ライフサイエンス	1.97
アメリカ	株式	CME GROUP INC.	各種金融	1.87
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	1.79
カナダ	株式	BCE INC	電気通信サービス	1.79
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェア および機器	1.78
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	1.77
アメリカ	株式	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	食品・飲料・タバコ	1.72
ドイツ	株式	VONOVIA SE	不動産	1.72

- ※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
- ※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

基準日:2019年5月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



- ※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。
- ※2019年のファンドの収益率は、年初から2019年5月31日までの騰落率を表示しています。
- ※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購 入 単 位 販売会社または委託会社にお問い合わせください。

購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

購 入 価 額 ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額

となります。

金 販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。 購 入 代

換金時

換 金 単 位 販売会社または委託会社にお問い合わせください。

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(0.3%)を差し引いた 換 金 価 額

価額となります。

換 金 代 金 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

申込関連

原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続き 申込締切時間 が完了したものを当日の申込受付分とします。

2019年8月9日から2020年2月6日まで 購入の申込期間

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

ニューヨーク、ロンドンまたはオーストラリアの取引所の休日に当たる場合には、 申込不可日

購入、換金の申込みを受け付けません。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合が 換 金 制 限

あります。

購入•換金申込受付 の中止及び取消し

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある ときは、購入、換金の申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた 購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。

決算日 · 収益分配

分

配

収

益

決 算 日 毎月12日(休業日の場合は翌営業日)

毎月決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配

を行わない場合もあります。)

分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から

起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で

再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

-	•	1.1
4	T d D	E 111
	$\mathbf{v}_{\mathbf{J}}$	4016

信託期間	無期限です。(信託設定日:2005年5月31日)
繰 上 償 還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、6ヵ月(原則として5月および11月の各決算時までの期間)毎に作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。 なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
基準価額の 照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「世界豆木」として掲載されます。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額 投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。ただし、販売会社によって は当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 ※上記は、2019年5月31日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された 場合等には、変更される場合があります。

14

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料

購入価額に3.24%*(税抜き3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

*消費税率が10%となった場合は3.3%となります。

購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

信託財産留保額

換金時:1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に<u>0.3%</u>の率を乗じた額が差し引かれます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用(信託報酬)

ファンドの純資産総額に<u>年1.404%*(税抜き1.3%)</u>の率を乗じた額が毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

*消費税率が10%となった場合は年1.43%となります。

<信託報酬の配分(税抜き)>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.6%	ファンド運用の指図等の対価
販売会社	年0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド の管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.1%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の 実行等の対価

※上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。

その他の費用・ 手数料

上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ファンドの費用 (手数料等) の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税

普通分配金に対して20.315%

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税

換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※上記は、2019年5月31日現在の情報をもとに記載しています。
- ※少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税 制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託 等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社 にお問い合わせください。

- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家 等にご確認されることをお勧めします。